

地方消費税交付金の増収分の使途について

消費税については、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げとなり、このうち地方消費税は1%から0.7%引き上げられ、1.7%となった。

その後、令和元年10月1日には8%から10%に引き上げとなり、このうち地方消費税は1.7%から0.5%引き上げられ、2.2%となった。

平成26年の引き上げに伴う0.7%と、令和元年の引き上げに伴う0.5%を合わせた1.2%の増収分は、地方税法の規定により、全額を社会保障費に充てることとされている。

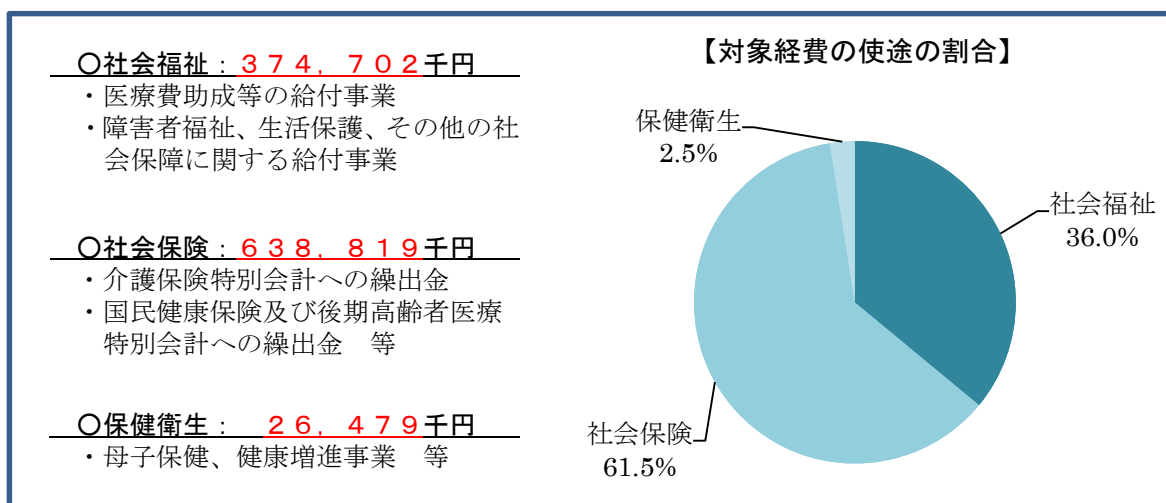
(1) 対象額

地方消費税交付金の増収額分 **1,040,000**千円

※令和5年度は、地方消費税交付金見込額**1,900,000**千円のうち、
22分の12が社会保障財源として社会保障費に充てられる。

(2) 対象経費

地方消費税交付金の増収額分（市町村交付金を含む。）については、地方税法において「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされている。



※上記経費については、当初予算編成時の集計によるものであり、今後事業費の確定等により変動する可能性がある。